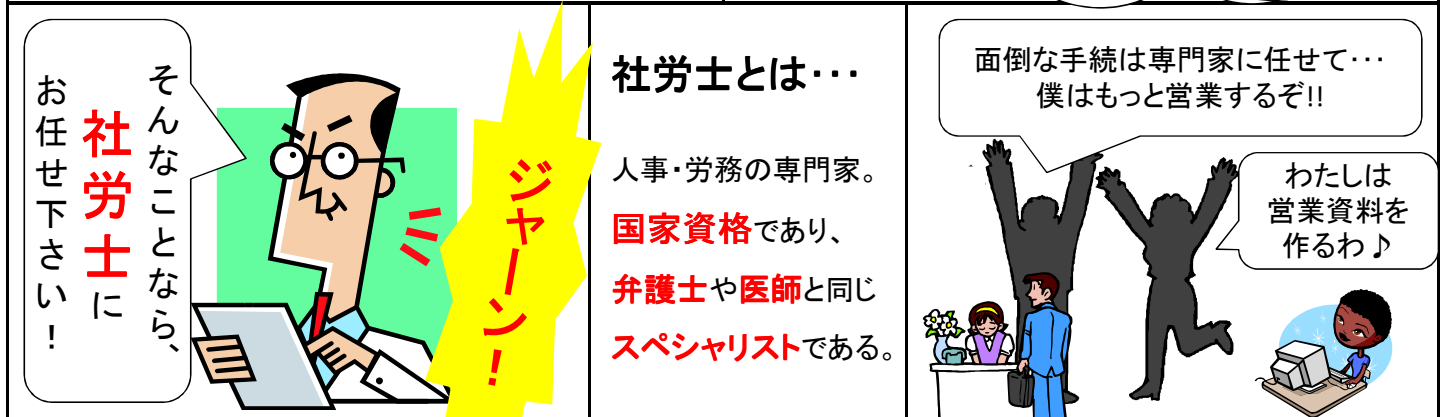
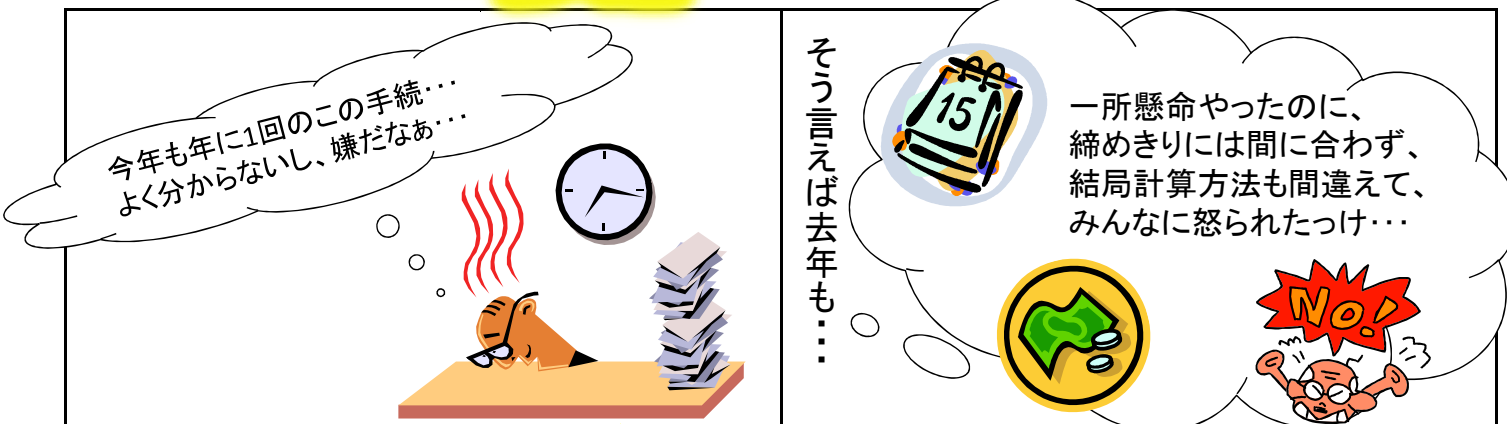


書類期限  
平成23年7月11日

# その手続で「損」していませんか？



平成23年7月11日は、労働保険(労災保険・雇用保険)と社会保険(健康保険・厚生年金)に関する書類の提出期限です。(労働保険:労働保険料概算・確定申告 社会保険:健保・厚年被保険者報酬月額算定基礎届)

これは、それぞれの**保険に加入されている会社・事業所では手続きが必ず要ります**。

ところが、これが**年に1回の手続き**のため、分かりにくいし、結構複雑なんです。それに、その手続きで計算方法などを間違えると、「**保険料の納め過ぎ**」など**会社の損**になることも。(もちろん、行政はそんなことは教えてくれませんし...)

そこで、私たち「**社会保険労務士**」の出番となるわけです！！ 詳細は裏面に...



..... 以下ご記入の上、FAXにてご返信下さい。受信後3日以内にご連絡いたします。 .....

御社名				一度話を聞きたい <input type="checkbox"/>
ご担当者	部署	役職	氏名	フリガナ
電話番号	市外局番よりご記入ください			
住所	〒			

**FAX:078-333-4864**

あるく社会保険労務士法人(FAX受付窓口)  
神戸市中央区三宮町1-1-1  
やまと社会保険労務士事務所  
神戸市兵庫区駅前通5-3-15



何だか表に出てきた「社会保険労務士」って、よく分からないんだけど…

あ!!私のことですね。何でも聞いて下さい!!

じゃあQ&Aでいろいろ教えて!!



	これってなあに??	おこたえしましょう♪
①	『社会保険労務士』って何する人?	社員について、労働・社会保険諸法令にもとづく手続のアウトソーシングや、コンサルティングを行います。 例えば、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入や請求の手続、就業規則、36協定の作成や届出、給与計算や労働時間など、 <b>従業員に関わる全てのこと</b> を行います。
②	うちは少人数だから、事務の人に任せておけばいいでしょ?	それは『量』の問題で、 <b>必要なことは大企業も中小企業も変わりません</b> 。 逆に <b>少人数の方が</b> 、一人の従業員さんが抱える業務が多種になる傾向にあり、その <b>負担は大きく煩雑</b> になりがちです。 ですから、このような部分は、専門家に任せる方が、従業員さんとしても本来の業務に集中でき、結果として会社の業績へと繋がっていきます。
③	でも、お願いしたら料金は高いでしょ?	依頼は、 <b>書類作成1枚から可能</b> ですが、会社の実態に応じたアドバイスや法律の改正情報の提供などを含める場合は、「月次顧問契約」という継続的な形でお願ひしています。 最初に貴社のご要望や現状を聞き取ったうえで、ご提案とお見積りを行いますのでご安心ください。
④	貴社のスゴイところって?	ポイントは3つです。 1つ目 法令の説明・紹介に加えて、複数の社労士が関わることにより、貴社の実態に応じた <b>実践的なコンサルティング(使えるアドバイス)</b> を行います。 2つ目 複雑化する労働・社会保険諸手続を適法・正確に行うことに加えて、より適切な手続が行えるアドバイスを行います。 3つ目 上記を行なっている証として、 <b>多様な顧客と豊富な実績</b> を誇ってます。
⑤	一度話は聞きたいけど、費用は?	<b>最初のご訪問・打合せには料金はかかりません</b> 。 御社のご要望の聞き取りや料金などのご提案を行ない、実際に『依頼』という形になってから料金が発生しますのでご安心ください。

一つでも『なるほど』と思われたら、FAX下さい



詳細は表面へ

